

米子市民インフルエンサー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米子市民インフルエンサー事業として、SNSにおいて情報発信力を持つ市民のうちから米子市民インフルエンサー（以下「インフルエンサー」という。）を委嘱し、市民の視点から市の魅力、市政、イベント等の情報を積極的に発信することにより、市の認知度の向上及びシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「SNS」とは、Instagram、Facebook、X及びTikTokの各ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

(活動内容)

第3条 インフルエンサーは、市の依頼に基づき、自らが保有するSNSのアカウントを使用して、次に掲げる活動（第6条第4号、第8条第1項及び第10条第1項において単に「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 市が提示するテーマに基づき、市が提供する画像、資料若しくは文章又は自ら取材し、撮影し、若しくは作成した画像若しくは文章により行う情報の発信（第8条第1項第1号において「市政情報投稿」という。）
- (2) 市が実施するファムツアーの取材に基づく情報の発信（第8条第1項第2号において「ファムツアー投稿」という。）

(委嘱)

第4条 インフルエンサーは、次の各号のいずれにも該当する者を公募し、市長が別に指定する選定委員による書類審査により選考して、市長が委嘱する。

- (1) 本市に愛着を持ち、積極的に市の情報を発信することができる者
- (2) SNSにおいて一定の発信力を有し、かつ、アカウントを公開している者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行っておらず、本市の広報活動に相応しい品位を保てる者

(定員)

第5条 インフルエンサーの定員は、10人以内とする。

(応募資格)

第6条 インフルエンサーに応募することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) いずれかのSNSのアカウントを保有していること。
- (4) インフルエンサーの活動目的を理解し、継続的に活動することができること。

と。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、インフルエンサーに応募することができない。

- (1) 第11条の規定によりインフルエンサーを解職された者
- (2) 国又は地方公共団体の職員(会計年度任用職員を含む。)
- (3) 国会議員、地方公共団体の議会の議員その他の公職にある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者
(任期)

第7条 インフルエンサーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

2 前項の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(報酬)

第8条 インフルエンサーが活動を行ったときは、当該インフルエンサーに報酬を支払うものとし、その額は、次の各号に掲げる当該活動の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市政情報投稿 1回につき1,100円(一の年度につき36回を限度とする。)
- (2) ファムツアー投稿 1回につき3,300円(一の年度につき3回を限度とする。)

2 前項の報酬は、インフルエンサーから提出される実績報告書に基づき、市長が別に定める方法により支払うものとする。

(遵守事項)

第9条 インフルエンサーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (2) 市の信用又は品位を損なう行為を行わないこと。
- (3) 政治上、宗教上又は営利の目的で市の名義を利用しないこと。
- (4) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (5) 虚偽の情報又は誤解を招く情報の発信を行わないこと。
- (6) 誹謗中傷その他不適切な発信を行わないこと。
- (7) 市の依頼に基づく情報の発信であることを一般の利用者が適切に認識す

ることができるよう表示すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
(費用の負担)

第10条 インフルエンサーの活動に要する交通費、通信費、機材費その他の費用は、インフルエンサーの負担とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 第3条第2号のファムツアーの実施に必要な施設入館料、体験料、食費等の費用は、市が負担するものとし、当該ファムツアーの集合場所までの交通費及び解散場所からの交通費は、インフルエンサーの負担とする。

(解職)

第11条 市長は、インフルエンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該インフルエンサーを解職することができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第9条各号のいずれかに反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、インフルエンサーとして不適當であると市長が認めるとき。

(庶務)

第12条 米子市民インフルエンサー事業の実施に関する庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(規定外事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、米子市民インフルエンサー事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月11日から施行する。